

府公第 46 号 - 1  
平成 25 年 3 月 19 日

公文書管理委員会  
委員長 御厨 貴 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 29 条第 2 号の規定に基づき、別紙中央労働委員会行政文書管理規則の一部を改正する訓令案について、諮問します。

中央労働委員会訓第 号

中央労働委員会行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 月 日

中央労働委員会会長 菅野 和夫

中央労働委員会行政文書管理規則の一部を改正する訓令

中央労働委員会行政文書管理規則（平成23年中央労働委員会訓第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第六号中「特定独立行政法人等審査官」を「特定独立行政法人審査官」に改める。

附則第2号の見出しを「（中央労働委員会文書管理規程の廃止）」に改め、同号中「中央労働委員会文書管理規則（平成23年中央労働委員会訓第2号）の施行により、中央労働委員会文書取扱規程」を「中央労働委員会文書管理規程」に改める。

附則第3号中「中央労働委員会文書管理規則（平成23年中央労働委員会訓第2号）」を「中央労働委員会行政文書管理規則（平成23年中央労働委員会訓第2号）」に改める。

附 則

（施行期日）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。